

令和4年渇水状況について(12月12日現在)

○取水制限※を行っている河川は2水系2河川

※ここでいう取水制限とは、河川管理者が渇水に関する体制を執っている河川のうち、下記いずれかを満たす河川を指すものである。

- ①取水施設からの取水量が制限されている河川 ②水源施設からの補給が減量されている河川

凡例

取水制限中:

四国地方整備局 渇水対策本部 12/12設置

重信川水系石手川・四国地方整備局			
渇水対策支部設置: 松山河川国道事務所 R4/12/12~			
貯水率: 石手川ダム 56%(前日比: ±0%)			
取水制限	水道用水	農業用水①	農業用水②
12/13 00:00~	—	50%	10%

仁淀川水系仁淀川・四国地方整備局		
渇水対策支部設置: 高知河川国道事務所・大渡ダム管理所 R4/11/21~		
貯水率: 大渡ダム 23%(前日比: -1%)		
取水制限	水道用水	農業用水
11/21 13:00~	20%	30%
11/24 15:00~	30%	50%
12/9 13:00~	40%	65%

